

フランス人民戦線と民主主義

平 田 好 成

目 次

まえがき

一 M・トレーズ派と民主主義観

二 フランス共産党と現代民主主義観

むすび

まえがき

筆者は、前稿「フランス人民戦線政治史研究の一視点（二）」（鹿児島大学法文学部『法学論集』第十二巻第一号 一九七六年）の追記の中で、次のように述べておいた。

「本稿では、紙幅の制約のため、M・トレーズ派のファシズム論及び社会民主主義論と対置されるべき「民主主義」論については大幅に省略せざるを得なかった。結論からいうと、M・トレーズ派の「民主主義」論も、実践的な側面ではともかく、理論的な側面ではファシズム論等と同様に極めて不十分なアプローチしか行っていない^①といえる。」

本稿の目的は、M・トレーズ派の民主主義観に一つの視座を据えて、先ず一九三〇年代のフランス人民戦線政治史に一定のスポットライトを当てることにある。それと同時に、本稿の目的は、一九六〇年代以降、とくに一九七〇年代半ば

以降に新しい胎動を開始しているフランス共産党のいわば現代民主主義観にも一定のスポットライトを当てることによつて、一九三〇年代との継承関係を明らかにしようとするところにある。蓋し、一九三〇年代は、一九六〇年代及び一九七〇年代の歴史的原基形態を内包しており、その意味合いからしても、一九三〇年代論は、一九六〇年代及び一九七〇年代を見透かした形で論及されなければならないと思料されるからである。

周知のように、民主主義という概念は、狭い意味での民主主義的イデオロギー（＝思想体系）とそれに照応する民主主義的の制度、機構等を指すものといふことができる。民主主義は、普通いわれる上部構造論（＝広い意味でのイデオロギー的諸関係）の範疇で論じられてきたが、しかし、民主主義は、下部構造論（＝生産諸関係の総体）をもその射程距離に入れたものとして論及する必要がある。最近のヴェトナム革命における経験が、そのことを遺憾なく立証していると考えることができよう。すなわち、民主主義は、上部＝下部構造論として、トータルな形で捕らえて見る必要が生じている。こういう角度から、一九三〇年代のフランス人民戦線の貴重な経験を洗い直して見るべきであろう。とくに、フランス人民戦線の経験の中で、新しい（＝新型の）民主主義理論が、果たしてどういう形で湧出していたのか、あるいは湧出しないままにこの経験が凋落してしまつたのか等の命題が、厳しく問われ続けなければならないからである。

さらに、民主主義は、法律的、政治的（＝形式的）民主主義、経済的（＝実質的）民主主義、社会的民主主義及び文化的民主主義等々のジャンルに分類することが可能であろう。最近よく使用されている一般民主主義という言葉は、いわゆる手続民主主義を指すものと考えられ、前記した民主主義のジャンルでいえば、法律的、政治的民主主義の代用語として狭義に解釈すべきであろう。一九三〇年代のフランス人民戦線の経験に即していえば、法律的、政治的民主主義のジャンルは、終始一貫、ブルジョア民主主義的諸自由及び諸権利の擁護、さらにはそれらの拡充という脈絡で捕らえることができよう。経済的、社会的民主主義のジャンルでは、フランス帝国主義（＝早期国家独占資本主義）の生産構造そのものの改革という側面よりも、その分配構造の徹底的な改革という側面に重点が置かれていた。そして、フランス人民戦線の経

驗では、より重要な経済的、社会的民主主義の課題が、法律的、政治的民主主義の系列にいわば収斂された形で作動していたということが出来る。フランス共産党 S F I C の強調した、内外のファシズムに対置して擁護、拡充すべきブルジョア民主主義は、いわゆる近代民主主義への回帰及びその継受を意味していた。いわば十九世紀型民主主義たる近代民主主義は、フランス大革命の際のジャコバン主義、それもジャコバン中央派たるロベスピエール派のジャコバン主義を意味していた。しかし、そのブルジョア民主主義は、いわゆる現代民主主義（二十世紀型民主主義）に十分接木されていなかったと考えられる。新ジャコバン主義（D R ブラウアー）は、十分に開花しかつ結果しなかつたということができよう。一九三〇年代におけるフランス共産党の民主主義論は、實質的に急進及び急進社会党（以下急進社会党という）の主張するブルジョア民主主義論のレヴェルに留まっていたということができよう。

フランス人民戦線と民主主義との相関関係を論じる際に、最も重要な点は、二十世紀におけるフランス帝国主義（早期国家独占資本主義）の歴史的・国民的な特質及び個性を見定めることである。フランス帝国主義の特質及び個性についてのトータルな評価が、問題解明のためには是非とも必要である。一九三〇年代当時、フランスの経済社会構造に依然頑強な形で残存していた、旧型生産構造は、急進社会党の強固な社会的、階級的支持基盤を成していたし、また社会党及び共産党の相当な支持基盤をも成していた。いわゆる当時のフランスにおけるこれら新旧中間層及び労働者・勤労者層の事態を明確にし、それに即応した形でのこれら各階層の感覚及び意識状況を具さに検証することが何よりも必要であろう。すなわち、いわば民主主義論の実態及び形態の土台についての具々な分析が是非とも必要とならう。

フランス人民戦線の実態を究明するためには、十九世紀末から二十世紀、とりわけ一九三〇年代までのフランス国家独占資本主義（フランス帝国主義）の構造的、个性的特質を経済史的に、かつ経済構造論的にその輪郭をはつきりと押さえて見る必要がある。すなわち、フランス帝国主義を、新型生産（経済）構造と旧型（伝統型）生産（経済）構造との絡み合いやそれらの多層（重層、究極的には二重性）構造の解明という視点から明確にする必要がある。最近

発表された、内外の最新の研究成果を十分に織り込み、かつこれらを可能な限り批判的に摂取しながら、こうした視点を熟考して見るべきであろう。さらに、一九三〇年代におけるフランス国家独占資本主義の位置づけを正確に確定することが必要である。その際、一九三〇年代は、フランス国家独占資本主義の形成期及び確立期なのか、あるいは完成期なのかの評定を行うことが必要であろう。さらに、旧型生産構造との関連で、フランス国家独占資本主義の跛行性が問題となるであろう。生産力水準等の測定も、必要な分析対象の一つに挙げられるであろう。

最近、ドイツ現代史等に関して論争が活発に展開されている、いわゆる連続説、非連続説等の論点は、フランス現代史に關しても大いに関連性を持つ論点ということができよう。フランス現代史、とりわけフランス現代政治・経済史の連続性の問題は、それだけで一つの大きな研究課題である。本稿の主題である、一九三〇年代のフランス人民戦線期は、少なくともフランス第三共和制前半期と比較して、政治、経済、社会及び文化の各構造面において、一定の連続性及びアナロジーを引き出すことができるであろう。もちろん、両時期の間には、それ相当の歴史的位相の相違があり、いわば直線的な連続性は問題にならないとしても、各時期の歴史的争点に対処する際の対応の仕方の中にはそれぞれの時期に一定の共通項を発見することができ、いわば螺旋状的な連続性を確認することが可能であろう。こうしたフランス現代史の連続性の側面に対して、その歴史的な大転換を指向する、いわば眞の非連続性、すなわち抜本的な社会改良あるいは社会変革に關する理論とその具体化について、フランス共産党（共產主義）並びにフランス社会党（社会主義）の理論的構築の視点は、一体どのような問題点を包含していたのであろうか。例えば、フランス共産党のリーダーシップは、一九三〇年代に、いわゆるスターリンテーゼや、一定のディミトロフテーゼ等に表徴されている、旧型コミンテルン型思考様式と呼ばれている独特な理念及び思想・行動体系の大枠の中で、その非連続性の理論と実践を模索し続けていたといえよう。本稿の主題としての民主主義論に即していえば、当時フランス共産党の掲げる革命戦略目標に係る社会主義的イデオロギー（例えば、社会主義的民主主義・ソヴェト的民主主義）と、当面必須の反戦、反ファシズム戦術目標に係る資本主義的イ

デオロギー(例えば、資本主義的民主主義「ブルジョアの民主主義」との断面的な比較対照は、瀾繁に行われてきたが、肝心の資本主義的イデオロギーから社会主義的イデオロギーへの移行及び転換の理論及び実践の方向性については、依然曖昧な形でしか追求されていなかった。従って、ブルジョアの民主主義の思想及び制度、機構等が、どういうプロセスと形態を伴ってソヴェト的民主主義ないし社会主義的民主主義の思想及び制度、機構等に転移していくのかという、極めて困難な課題は、ほとんど分析のメスを加えられることなく、未開拓のまま残されていたといえよう。

一 M「トレーズ派と民主主義観

M「トレーズは、一九三四年六月末にイヴリー市で開催され、フランスの反ファッショ戦術策定の画期的な転換を記したフランス共産党全国協議会における中央委員会報告の中で、次のように述べている。フランスの資本家たちは、民主主義の体裁を完全には捨ててしまわないで、議会主義、または一般にブルジョア民主主義の制限及び廃止の方向に向かって、いる。議会主義やブルジョア民主主義の方法は、もはや大資本 *Le Capital* の独裁を維持するのに十分でないばかりか、労働者階級によって搾取者に反対する闘争に利用され得る限りでは、障害にさえなっている。³⁾ 全国協議会は、ブルジョア民主主義についての色々な考え方及び民主主義的諸自由の防衛についてのわれわれの闘いの内容についての色々な考え方を明確にしなければならない。われわれが、ブルジョア民主主義の破壊のために将来闘うだろうという、わが党の活動家たちの宣言がな聞かれたり、なおしばしば読み取られたりする。こうした一方的な宣言は絶対に間違っている。ブルジョア民主主義に反対し、ブルジョア民主主義の破壊のために闘っているのは、ファシストたちである。議会がある程度労働者階級によってブルジョアジーに反対する闘争に利用できるという理由で、議会を廃止しようと希望しているのは、ファシストたちである。共産党員自身は、たとえブルジョア独裁がブルジョア民主主義という形態をまとう場合でも、ブルジョア独裁のあらゆる形態に反対して闘っている。しかし、共産党員は、ブルジョアジーの政治体系がまとう形態に

決して無関心ではない。共産党員は、ファシズムへの道を開く、ブルジョア民主主義の反動的な変質の過程を具体的な方法で暴露している。だが、共産党員は、大衆自身によって獲得されたすべての民主主義的な諸自由及び第一に労働者階級のすべての諸権利を防衛したし、防衛しているし、また防衛するであろう。共産党員は、これらの諸自由を廃棄したり制限したりしようとする目論んでいる、ファシズムやブルジョアジー一般のあらゆる企てを最大限のエネルギーでもって戦っており、また戦う積もりであるだけでなく、労働者の諸自由の枠を拡げる努力をしており、また努力する積もりである。この問題における共産党員と社会改良主義者との間の原則的な違いは、社会党員と社会改良主義者が民主主義や共和制を防衛するという口実の下に、プロレタリアートの革命的攻勢に対してブルジョアジーの階級的独裁を防衛し、かくしてこの独裁を変質させかつ極端な形態、すなわちファシスト的な形態をより容易にまとわせるのを可能にしている、他方共産党員は、大資本とブルジョアジーの独裁に反対するプロレタリアート及び全勤労者の革命的な勢力をよりよく結集し組織するために、大衆によって獲得された民主主義的諸自由を防衛する、という事実の中に存在している。⁽⁴⁾ところで、M II トレーズ派による制度のファシシヨ化 *fascisation* 過程、社会党—社会改良主義批判、労働総同盟の反動化等々についての言及の中には、ブルジョア民主主義とファシズムの同質性という認識の一端が顔を覗かせており、そこにはスターリン主義的ファシズム観の根深い痕跡の一部を読み取ることができる。

M II トレーズは、一九三四年六月二十六日、イヴリー全国協議会の閉会演説の中で、次のように述べている。この閉会演説は、周知のように、新しい社共反ファシシヨ統一戦線戦術の設定並びに中間諸層との反ファシシヨ人民戦線戦術の最初の想定をその内容に秘めていた。われわれは、次に、民主主義的諸自由の問題を力強く提起した。現実には、有権者ばかりでなく、婦人、青年、兵士、移民労働者、投票権のないすべての人々を考慮に入れると、フランス全国で恐らく三〇〇〇万の勤労者たちが実際ソヴェト *Soviets* の旗の下で闘っているが、われわれは同じくファシズムの敵対者でありながら、まだソヴェトのためには闘っていない、しかしファシズムに反対する積極的な闘争に引きずり込むことのできる、一、〇

〇〇万から一、二〇〇万の肉体及び精神勤労者たちがいることを知っている。差し当たり、これら小ブルジョアジーの諸分子は、彼らの民主主義的諸自由、すなわち出版の自由、思想の自由、言論の自由を守りたいという状態にあり、われわれは、彼らが依然ブルジョア民主主義の可能性に幾つかの幻想を抱いていることを知っている。われわれ共産党員は、革命的プロレタリアの利益が民主主義的諸自由の防衛を否認するものではないということを確認している。民主主義的諸自由を漸次制限し、議会がある程度労働者階級によってブルジョアジーに反対する闘争に利用できないように、議会に足枷をはめかつ廃絶しようとしているのは、ファシストたちであり、金融資本である。ところで、M「トレーズ派は、広い意味での中間諸層を反ファシズムの戦列に繋ぎ止めるために、ブルジョア民主主義の諸自由の擁護というスローガンに注目した。来たるべき人民戦線の中心的な課題は、いわゆる小ブルジョアジー（＝新田中間諸層）ーレヴェルにおける民主主義論であり、それをよりアクティヴに勤労者の民主主義論へと発展させていく発想は、まだこの段階では不発に終わっていると見てよいであろう。

M「トレーズは、一九三五年八月三日、歴史的なコミンテルン第七回大会の席で発表した演説の中で、民主主義論に關連した、次のような発言を行っている。いうまでもなく、コミンテルン第七回大会の檜舞台では、フランスの反ファシズム闘争についてのヴィヴィドな報告が、万場の参会者たちの注目を浴びていた。フランスでわれわれが広範な反ファシズム戦線を組織することに成功した要因の一つは、わが共産党がブルジョア民主主義の問題で首尾一貫した態度を採ったこと、また同じくフランス人民の革命的諸伝統を活用したことである。ファシズムとブルジョア民主主義は、大資本の独裁の二つの形態である。だがそこから、われわれがこれら経済的及び政治的隷属化の形態のどちらにも無関心であってよいという結論は出て来ない。ファシズム、それは労働者階級に対する血生臭いテロルである。ブルジョア民主主義、それは権力の座に就いているブルジョアジーによって絶えず縮減される、一時的で不安定な最小限の自由でしかないが、しかし労働者階級と勤労大衆に対しては資本主義に反対する動員と組織の幾つかの可能性を提供する。共産党に教育され指導さ

れたフランスの労働者階級はまた、ファシズムに反対して、フランス人民が深い愛着を抱いている諸自由を防衛することによって提供される、中産階級の動員の大きな可能性のあることをよく知っている。デイミトロフ同志が正当に述べたように、ブルジョア民主主義の増大しつつある反動的な制限、国家のファシシヨ化の進展、労働者階級のどの可能性のためにも、またどの自由のためにも、一步一步闘争する可能性、について眼を閉じてはならない。フランスは古いブルジョア民主主義の国であり、ブルジョア革命の古典の国である。フランスの農民は、共和主義者である。わが共産党は、革命的諸伝統を利用することをためらわなかった。今や革命的諸伝統は、そのファシシヨ的形態の下にあるブルジョア国家に抵抗するその闘争において、労働者階級的手中にある補足的な武器となっている。われわれは、われわれの未来を準備するために過去から汲み取るのである。⁶⁾ところで、Mトレーズ派は、これらの論点の基調をとりわけスターリンの幾つかの言説から引用し、そうすることによって自らの立論の正当性を根拠づけようと懸命に努力した。しかし、例えば大資本の独裁形態とされるファシズムとブルジョア民主主義の同質性や相互転換性についての認識には、なお厳しく吟味されなければならぬ問題が残されていた。また、Mトレーズ派の過去の革命的諸伝統への回帰及びそれらの想起については、それはそれなりに大きな意味合いを持っていたといえるが、それらを将来への展望の中で、根本的な価値転換を伴う新ジャコバン主義として継承発展させる所までは及ばなかった。そこらに、Mトレーズ派の民主主義観の一つの大きな限界が存在していたということができよう。

Mトレーズは、一九三六年一月二十二日、リオン市の東部にある工業都市ヴィールバンヌ市で開催された、フランス共産党第八回大会における報告の中、民主主義論に関連した箇所で、大要次のような発言を行っている。周知のように、当時フランスでは反ファシシヨ人民戦線の経験が、その頂点を極めようとしていた。フランスはかつて自由の国として世界の人々の眼に映じ、エンゲルスが書いたように、その度に徹底して革命が行われた古典的な土地として映じていた。反動と圧制の諸勢力に対し教世紀にわたって行われてきた激烈な闘争は、フランス人民に自由への愛着心を植え付け

た。社会の生産諸力の発展段階に応じて、それぞれの激動やそれぞれの飛躍が、過去の鎖を振り切って、経済的及び政治的レヴェルでの新しい進歩を保障しかつ生産者大衆のためにより多くの自由を与える方向に進んできた。フランスの労働者階級は、敢えていえば、その出現以来、進歩と自由のための偉大な戦闘の中で常により大きな地位を占めてきた。フランスの労働者階級と人民は、闘争を通じて、共和制を勝ち取り、普通選挙、出版と結社の自由、集会と示威の権利を獲得してきた。確かにプロレタリアは、これらの自由がいかに相対的で一時的なものであるかを知っている。婦人、兵士、移民労働者及び植民地労働者たちが選挙権を奪われている時、または非民主的な投票様式によって、わが党がその選挙人の数により当然獲得するはずの議会代表を奪われている時、真の普通選挙制は存在しない。製紙工場と印刷所がフランスの人民を搾取している資本家の少数派の手中にある時、真の出版の自由は存在しない。ラジオ *R.S.M.* が権力の座に就いている反動派の独占である時、真の言論の自由は存在しない。会場のほとんど全部が、人民の敵対者たちに所有されている時、真の集会の自由は存在しない。だがプロレタリアは、それだけに一層彼らの些やかな諸自由の防衛のための闘争に敢然と立ち向かう。彼らは、それらの自由に加えられる攻撃に対してそれだけ一層猛然と立ち上がるのである。前記したように、Mittレーズ派は、ようやくファシズムとブルジョア民主主義の異質性の側面に着目し、ブルジョア民主主義それ自体は長年にわたるプロレタリアを初めとする勤労大衆の手によって防衛されかつ推進されてきた点を改めて強調することによって、ファシズムへの対抗理論としてそれらを体系的に想起しかつ連続させようとした。民主主義的諸自由及び民主主義的諸権利の体系を、イデオロギーとして、また制度、機構としてより民衆的な内容と形態の下で再編制し、何よりもそれらを拡充して定着させる重要な歴史的課題については、まだその展望を描き出すことができないでいたといえよう。

Mittレーズは、一九三七年十二月二十五日、南フランスのアルル市で開催されたフランス共産党第九回大会における報告の中、民主主義論に関連した箇所、大要次のような発言を行っている。当時、フランスにおける反ファシズム人民

戦線の経験はいわば退潮期を迎えており、人民戦線の限界や弱点等がようやく露になり始めていた。ファシズムは、自らを民主主義のアンティテーゼと宣言している。ローマとベルリンの独裁者たちは、一七八九年の諸思想、人権宣言の諸原則に反対して戦闘を仕掛けたのである。フランスの人民の子、十八世紀の唯物論者の思想の相続者、ジャコバン派の革命的行動の継承者たる、われわれ共産黨員プロレタリアにとっては、問題が「民主主義か、ファシズムか」というように提起されることに満足である。十八カ月後、フランスは大革命一五〇年を祝福するであろう。それは、わが人民の民主主義的信念の輝かしい確認となるであろう。レーニンらが、例えば「国家と革命」等の中で、何度も強調したように、われわれは、資本主義体系内でのプロレタリアートにとって最良の国家形態として民主主義共和国に賛成である。また、レーニンが説明しているように、民主主義を最後の最後まで発展させること、その発展の諸形態を探究し、それらを実践の試練にかけてみること、等々、そこに社会革命のための闘争の本質的な任務の一つがある。われわれは、ソヴェト民主主義―それは、新しい経済的及び社会的基礎の上に、人間の人間による搾取の廃止の上に根拠を置いているために最も幅広い民主主義である―について、それは民主主義の産物であり延長である、それはまた、最後の最後まで、すなわちその最後の段階まで押し進められた民主主義であり、完全な共産主義社会に直接先行する民主主義であるということが出来る。だが、差し当たっては、ファシズムに対する民主主義の防衛、かつて労働者階級によって獲得された地位の防衛が当面決定的な問題となっている。人民戦線の存在とその実現の大綱は、われわれが自ら提起した問題に答えて、民主主義の役割はまだ完了していない、と声明している。人民戦線は、勤労大衆の以前の利益を防衛することを可能にしただけでなく、経済的、社会的及び文化的レヴェルでの新しい満足感を与えた。人民戦線は、民主主義的諸自由を防衛することを可能にただけでなく、それらをとくに労働組合の事実上の承認と工場代表者制度とによって拡充した。従って、人民戦線は、民主主義の新しい進歩 *un nouveau progrès de la démocratie* である。ヨーロッパ諸国民を進歩と自由と平和への道に導いていくのは、今一度民主主義的フランスであり、人民戦線のフランスとなった一七八九年のフランスなのであ

る。⁹⁾ M「トレーズはさらに、フランスの民主主義的、フランス的、外交政策の必要性について縷々説明している。¹⁰⁾ その中で、とくにレオン・ブルム政府の対スペイン不干渉政策が槍玉に上げられており、戦争と平和の戦線の選択が、ファシズムと民主主義の選択といわば二重写しの形を取って強調されている。ところで、何度も繰り返したように、当時、M「トレーズ派はソヴェト民主主義—ソ連で実験中の—を民主主義の最高形態として、いわば金科玉条として信奉していたことは否めない事実であった。そのことは、単にコミンテルン—フランス支部においてだけでなく、コミンテルン組織全体に浸透していた考え方であったといえる。現実に、当時ソ連邦における「ソヴェト民主主義」の建て前と実態との間にはかなりの懸隔が存在していた。そうした現実問題に対する批判等は、コミンテルン組織全体の中では完全に密封されていたといえよう。ところで、M「トレーズ派の発想の中には、ブルジョア民主主義をソヴェト民主主義へどのように移行、接近させていくのかという、いわば架橋の論理は大幅に欠落していたといえよう。恐らく人民戦線の期間中においては、ブルジョア民主主義のイデオロギー及び制度、機構等を、勤労者大衆のレヴェルでより拡充し、かつ定着させるという理論活動が必須であったと考えられる。畢竟、コミンテルンの「スターリン主義」的体質の徹底的な解明が急がねばならないであろう。

二 フランス共産党と現代民主主義観

現在、世界的に、一九三〇年代と一九七〇年代との「類似性」が云々されている。もちろん、第二次世界大戦の前後の時期では、その歴史的位相や、各国が置かれている政治的、経済的、社会的諸条件等に、決定的ともいえる著しい差異が存在していることはいうまでもない。しかし、例えばフランスの内外における客観的及び主体的な諸条件の、決定的ともいえる著しい差異を前提として考えてみても、一九三〇年代と一九七〇年代との間に一定の「連続線」La ligne de continuité を跡づけることが可能であろう。「まえがき」の中でも述べたように、この「連続線」はもちろん、単調な一本

調子の直線的な「連続線」としてではなく、その間における歴史的に極めて起伏に富んだ、ジグザグな発展過程を前提にした、いわば螺旋状的な「連続線」として捕えられるべきであろう。例えば、端的にいつて、一九三〇年代におけるフランス人民戦線の実験例は、一九七〇年代に入って初めてその具体的な映像を映し出した「社会主義へのフランスの道」の、いわば原基形態あるいは潜在的な萌芽形態を内蔵していたということが出来るからである。

拙著『フランス人民戦線論史序説』（法律文化社 一九七七年）の中で述べたように、フランス共産党は、一九四〇年代の後半期から一九六〇年代の初期にかけてのかなり長い期間にわたり、フランスの政治社会の中で、自らをいわば政治的ゲットー *le ghetto politique* の状態に置いていた。この時期のフランス共産党は、極めて深遠な意味と内容を持つ「スターリン主義」的体質の暗いファクターを背負い込んだまま、いわばソ連邦共産党の遠隔操作による他動的な革命政党というイメージを強く持ち続けていたし、フランスの大多数の世論にもそのように受け取られていた（フランス共産党の外在性 *extériorité*）。従って、一九五六年のソ連邦共産党第二十回大会以降も、フランス共産党の「非スターリン化」及び「脱スターリン化」の過程は、遅々として進まなかった。一九六〇年代に入って間もなく、世界情勢の変化、とりわけ両体制間のデータ現象等に突き動かされて、フランス共産党を含めたフランスの左翼陣営にようやく一大変動期が訪れ、その変動の大波は一九七〇年代に入って一段とその波長を増幅し、一九七〇年代の後半期になって初めて、フランス共産党の自主性及び創意性が十二分に発揮され、「民主主義と自由」の確立を基調に据えた「社会主義へのフランスの道」、すなわち「フランス的な色彩の社会主義をめざす民主主義的な道」（*G = マルシェ*）が具体的な胎動を始めるに至った。フランスの政治的、経済的・社会的な変貌と歴史的発展段階の著しい相違を前提として考えてみても、一九三〇年代のフランス人民戦線期に、いわば胚芽形態として深く隠れていた社会変革に関する種々な問題点が、より顕在化した形でようやく一九七〇年代になって結実し、やがて開花しようとしているということができよう。一九六八年十二月の「先進的民主主義のために、社会主義フランスのために」と題するシャンピニ宣言（いわゆる先進的民主主義論）の採択、一九七一

年十月の「針路を変える」Changer de cap と題する「人民連合民主政府のための綱領」の採択、一九七二年六月の共産党、新社会党、及びやや遅れて左翼急進運動、すなわちフランス左翼連合による「共同政府綱領」の採択、そして一九七六年二月のフランス共産党第二十二回大会における「プロレタリアート独裁」という用語の放棄、等に連なる一連の指標が、その生きた例証として示されるであろう。さらに、実際には一九七三年三月の国民議会総選挙及び一九七四年五月の大統領選挙、それに一九七七年三月の統一地方選挙等の結果に示されているように、フランスの左右両翼の政治勢力の配置図は、正にM^oデュヴェルジュ = Maurice Duverger (パリ大学教授) のいう原理的両党主義 Bipartisme métaphysique に大きく近づいているといえよう。

フランス共産党は、一九六〇年代に入って、とりわけ一九六二年段階以降、いわゆる先進国革命論といわれている、中央、地方の議会制を通じての社会主義への平和的移行論 (＝平和革命論)、さらに政治権力獲得の際の複数政党制論及び政治権力獲得後の社会主義体制下における複数政党論等々を徐々に鮮明にしていた。一般に西欧共産主義 Euro-Communisme と総称されている、新しい革命的戦略理論のフランス版は、徹底した民主的変革 (経済的民主主義、社会的民主主義及び政治的民主主義の実質的な確立) を通じてやがて社会主義フランスを展望するという、いわば連続型二段階革命理論 (民主主義 - 社会主義革命論) の現代版といつてよい内容を盛り込んでいる。「民主主義と自由」、「所有と管理」及び「プロレタリアート独裁」に代わる人民連合 (幅広い勤労者層を基盤とする) による政治的指導等々の課題は、資本主義体制下ではもちろん、社会主義体制下においても引き続き徹底して追及されるべき歴史的課題であるとされた。フランス共産党の描く民主主義 - 社会主義革命戦略は、一九三〇年代にフランス共産党が指向したソヴェト型革命戦略とは異質のものであり、それは、フランスの市民社会及び国家構造の特質を考量し、かつ諸々の西ヨーロッパ的価値、例えばフランス社会主義の伝統等々を十分に取り入れた、むしろ十九世紀後半にマルクスやエンゲルスが想定したヨーロッパヴェルにおける社会主義革命像の現代的な蘇生形態及び一大発展形態と形容することも可能であろう⁽¹⁾。

紙幅の関係があるので、ここでは、フランス共産党の現代民主主義観に関する素材を、フランス共産党第二十二回大会の中にだけ求めることにする。一九七六年二月四日、セーヌ＝サン＝ドゥニ県サン＝トゥアン市スポーツセンターで開催された、フランス共産党第二十二回大会において、G＝マルシエ Georges Marchais 書記長は、中央委員会を代表して報告を行ったが、「フランスのための社会主義」と題するこの報告の中で、彼は、民主主義論に関連して大要次のような発言を行っている。すなわち、この大会では、フランスのための社会主義への民主主義的な道 *une voie démocratique au socialisme pour la France* が提案されている。先述した通り、それは、フランス的色彩の社会主義を目指す民主主義的な道 *une voie démocratique pour aller à un socialisme aux couleurs de la France* なのである。⁽¹³⁾ フランスの新型国家独占資本主義体系に対決して、フランスのための社会主義への民主主義的な道を確実なものにするためには、フランスに進歩の鍵たる、民主主義と自由の新しい時代 *une ère nouvelle de démocratie et de liberté* を切り開かなければならない。今日、フランスにおける国家独占資本主義の発展は、いわばその局限にまで到達している。少数の私的産業及び金融グループ（その実態については、本報告中で縷々述べられている）が、そのすべての操縦桿を保持している。最良の条件で国家の掠奪や勤労者たちの無慈悲な搾取を実現するため、権力に就いている階級は、二十年も前から、わが人民から、その階級の活動について関与しかつ監視するあらゆる手段を奪い、漸次組織的に人民の諸権利や諸自由を浸食することに狂奔している。独占の集中が速くなれば速くなるだけ、若干の者の手中に政治的、経済的権力が集中する。中央集権化、専制化及び官僚化が、この体系の著しい特徴を構成する。国家首長のそれである法外な特権は、この状況の完成された表現である。今日、共和国大統領は絶えず自己の権限の範囲を拡げている。「国家の政策を決定し指導する」のは政府であると規定している憲法を侵犯して、共和国大統領はすべてを大資本の唯一の利害と関連させて一刀両断的に解決しかつ決定している。勤労者たちや広範な人民大衆は、自分たちの日常生活や国民の運命に関わる諸決定から遠ざけられている。彼らに反対する決定が行われているので、彼らの代わりにすべてが決定されていることになる。生産が停滞し

ている時に諸工場が閉鎖され、政府がエネルギーの危機についておしゃべりをしている時に諸鉱山が放棄され、それらが店頭では余りに高価なので多くの家庭がそれらを買うことが出来ない時に何十万トンの果実が焼却されているのを勤労者たちが目にする時―彼らは、どうしてこう考えないでおれようか、すなわち「何と不合理なことか／＼どんな権利があつてこうしたことが決定されたのか。もしわれわれ勤労者たちが自分たちの意見を發表する諸手段を持っていたとしたら、もしわれわれの代表者たちが諸決定を行うことが出来ていたとしたら、物事はこのようにはならなかつたであらう／＼」と。実際に、勤労者たちが自分たちの企業の運転や国家の指導で發言することが出来たとしたら、彼らは工場を閉鎖していただろうか、そして今日一五〇万もの失業者たちがいただろうか。もし勤労婦人たちが發言することが出来たとしたら、彼女たちが賃銀や多数の求職でその犠牲者となつている差別が残存しているのをじつと見ていただろうか。もし農民たちが發言することが出来たとしたら、フランスの農業は、今日がそうであるように「引き取り手のない」状態になつていただろうか。明らかにそうではない／＼勤労者たちのための政策を策定する手段は、一つしかない。この政策を策定する、すなわち国を指導するのは、勤労者たち自身でなければならぬ。このことを、民主主義は要求しているのである。何故なら、肉体勤労者たちも精神勤労者たちも、農村の勤労者たちも都市の勤労者たちも、彼らこそが実際にわが人民の大多数を構成しているからである。

従つて、今日、民衆の闘争日程に上つてゐるのは、民主主義なのである。先ず、経済的民主主義 *la démocratie économique* — 経済活動を決定している銀行グループと産業独占体は、最早利己的な小特権階級カーストの私的財産ではなくて、国民の所有物でなければならぬ。そして、勤労者たちは経済的諸決定、とくにこのようにして国有化された諸企業の管理や計画化に参加しなければならぬ。次に、社会的民主主義 *la démocratie sociale* — 勤労者たちは、たとえどのような職種であれ、真に自分たちの勤労の果実から利益を得なければならぬ。彼らを襲う不正や差別に終止符を打たなければならぬ。各人は、提供した労働の量と質に應じて、立派に生活の出来る収入を自由に出来なければならぬ。すべて

の者が、とりわけすべての人のための教育及び最高の人間形成の権利の保障によって、責任のある地位に就くことが出来なければならぬ。そして、政治的民主主義 *la démocratie politique* — 市民たちが、すべての市民たちが、真に選択し、決定し、統制し、管理することが出来るようにしなければならぬ。そして、とくに勤労者たちがあらゆるレベルでの一企業、自分たちの居住地、地方及び政府自体のレベルでの、国の諸事件の指導と管理に参加することが出来るようにしなければならぬ。今日、労働者であるか、かつて労働者であった閣僚はただの一人もいない。この同時に経済的でも、社会的でも、そして政治的でもある民主主義、すなわち現代的民主主義 *une démocratie moderne* は、今日、勤労者たちにとっても、フランスの人民にとっても死活の要求である。何故なら、この民主主義が経済にそのダイナミズムと有効性を与え、勤労者の諸家庭により良い生活をもたらし、たちの悪い商人のように振舞う政治家たちによって害されているその発案権イニシアティブの自由をわが国に取り戻す唯一の手段だからである。これが、われわれの時代の要請である。それは、歴史の法則である。古代では、極く少数の人々だけが市民であった。奴隸たちは、都市の諸事件に全然関わりを持たなかった。世紀を経るに従って、経済的、社会的発展の必要に応じて、住民のますます大きな部分が民主主義的諸権利を獲得してきた。今日、わが国のすべての男女が、原則として責任のある、完全にではないが、諸権利において平等な市民である。だが事実として、このことはどのように表現されているだろうか。多少とも規則的な間隔で、彼らは国民議会とか地方諸議会という政治的議会に、自分たちの代表者を選んでいる — 彼らは依然極めて民主主義に欠けた諸条件の下でそれを行っている。だが、残りの期間はどうしているのか。然り、闘争によってでなければ、彼らは国の諸事件の進行に参与するどのような手段も持っていないし、選択し、統制し、管理するどのような手段も持っていない。共産党系の自治体を除けば、都市及び農村の住民たちは、自分たちの日常生活に直接関係のある諸選択に参与する可能性を何ら持っていない。これは、都市問題、集团的施設及び生活環境の複雑な諸問題が、住民自身によって、協議と討論を条件に、作られた諸要求を考慮しながら、また分権化された沢山のイニシアティブに訴えながらしか、満足の行く形では決定

され得ない時代にあつては、ナンセンスなことである。企業内で、勤労者に彼の意見は求められない。彼は機械の付属品として、経営者の経営計画によって配置換えされる歩として取り扱われている。これは彼らの能力を台無しにすることであり、同時に、現代経済の発展が企業のあらゆるカテゴリーの勤労者たちの創造的なイニシアティブの展開を要求している時代には、ナンセンスなことなのである。⁽¹³⁾

G「マルシェは、続けて、大要次のように述べている。勤労者たちは、いわゆるスターリン主義 le stalinisme を告発し、真の民主主義 une démocratie véritable を切望している。共産党員たちにとって、社会主義と自由とは切り離すことができない。共産党員たちの自由のための闘いは、正に階級闘争そのものである。労働者階級、それは根本的に自由を奪われた階級である。大資本の搾取がわが人民の大多数に拡大されればされる程、民主主義はそれだけ縮小し、地盤を失つてしまふ。広範な人民大衆を民主主義的闘争に結集することによって、われわれは、大資本とその権力を孤立させることに貢献する。大資本の経済と国家に対する支配を糾弾しないで、民主主義への道は一つその可能性がない。民主主義と自由は、今日階級闘争のための主要な地盤、革命的闘争の主要な地盤となつてゐる。⁽¹⁴⁾

次に、G「マルシェは、民主主義を社会主義にまで前進させるための二つの決定的な問題について、大要次のように言及している。第一の問題は、所有と管理 propriété et gestion の問題である。主要な生産諸手段及び交換諸手段は、全体として社会自身の所有とならなければならない。技術官僚制 une bureaucratie technocratique に対して、敢然と闘いを挑まなければならない。「兵營の共産主義」《le communisme de caserne》は、われわれの考へている社会主義の概念とは極めて無縁なものである。第二の問題は、「プロレタリアート独裁」la «dictature du prolétariat» の問題である。勤労人民の代表的な政治権力のみが、経済生活及び社会生活の根本的な諸変革の実現を可能にするであらう。「独裁」は、民主主義の否定そのものを想起させる。わが国には、民主主義的な伝統が存在しているが、同時にヴェルサイユ的な伝統も存在している。フランスは、自分たちの国の社会主義的変革を既に実現した諸人民が辿つた道とは別の道

で、社会主義へ前進する必要性を熟考しなければならない。⁽¹⁵⁾ 成功の決定的な条件は、人民の大多数を包み込む程十分に豊かで、社会変革の諸目標の回りに固く団結した人民運動の存在でありその確立である。共産主義者は、勤労者を擧げする自由に反対し、向後も反対し続ける。勤労者たち、人民大衆は、とりわけ普通選挙のため、言論、表現、結社、出版の自由のため、争議権のため、組合権のため、そして自らの政党を持つ権利のために闘いを続けてきた。権力に就いているブルジョアジーは、これらの自由からその中味を抜き取る努力を重ねてきた。われわれは、反対にこれらの自由をその完全な形で復活し、かつ革新しようと努力している。わが国における社会主義は、わが人民の広範で粘り強い闘争によって手に入れることのできた、民主主義的獲得物の擁護及び開花と同義でなければならぬ。社会主義のための闘争において、われわれの時代にまたわれわれのような国では、闘争と普通選挙の手段によって民主主義的に表現される人民の多数派の意思に代置できるものは、絶対に何一つあり得ない。わが国における社会主義への歩みの段階で、政治的多数と算術的多数とは一致するであろう。そして究極的には、経済的、社会的及び政治的民主主義を前進させ、個人的並びに集団的諸自由を一層拡充することによって、人民運動は強化され、社会主義的権力は人民運動の支持及び欠かすことのできない参加を獲得するであろう。その際、平和的共存の持つ意味が改めて強調されなければならない。⁽¹⁶⁾ われわれは、フランス人民連合 *l'Union du peuple de France* を希望している。それは、何かに反対し、何かに賛成する連合である。それは、国を支配し窒息させている狭隘なカーストに反対し、徹底した民主主義的諸改良を実現することによって、このカーストに厳しい打撃を与える民主主義的変革に賛成する、工業及び金融封建制のすべての犠牲者たちの同盟である。フランス人民連合は、今日明確な基礎を持っている。それは、左翼共同政府綱領である。⁽¹⁷⁾ 社会主義へ前進するための最良で最短の道は、民主主義の道以外にあり得ない。社会主義とは、徹底的な民主主義 *la Démocratie jusqu'au bout* なのである。⁽¹⁸⁾

総じて、フランス共産党は、フランスに深刻な経済的危機、ひいては社会的、政治的、思想的及び道德的危機等を招来しているジスカル権力に対して、主要な生産及び交換諸手段の国有化政策等を中心に構造的諸改良の項目をふんだんに

取り込んだ「共同政府綱領」及びその「現実化」案を対置させ、それらの実現に向かつて懸命な努力を傾注しようとしている。一九七四年秋以降、徹底した民主的変革路線を目指す共産党と独特な自主管理的社会主義路線を目指す新社会党との間に、また一九七七年五月以降、共同綱領「現実化」のための提案（国有化、国防、最低賃銀制、社会保障制度等）を推進しようとする共産党とこれにそれぞれの立場から反発している新社会党並びに左翼急進運動との間に、かなりの不協和音が奏でられ始めてはいるが、フランスの左翼革新諸勢力は、大局的には小異を捨てて大同に就くという態勢を保持し続けていかななくてはならないであろう。とりわけ、フランス共産党は、向後は徹底した党内民主主義のイデオロギー及び制度、機構等の確立を通して、その強調点をかつての民主主義的中央集権主義から民主主義的中央集権主義へと転換させ、かつ新しい形態と内容でのプロレタリア国際主義を唱導しながら、「スターリン主義」的体質の残滓を一刻も早く払拭していかなければならないであろう。従って、今後フランス共産党は、「再スターリン化」の轍を踏まない手立て、すなわち感情の「カプセル化」及び思想の「カプセル化」を極力避ける手立てを慎重に考慮すべきであろう。フランス共産党の描く革命戦略構想の中で最大の問題点は、依然としてジスカール権力を實質的に担っているフランスの国家中枢機構、すなわち軍隊、警察、上級行政・司法機構等に対する方策であろう。これらの機構の徹底した民主化構想は発想されているものの、これらの機構に対して民主主義的・社会主義的イデオロギーを浸透させてこれらを中立化し、さらに民主化し、ブルジョア機構としての実体を「破壊」しながらそれをプロレタリア機構として徹底して全面的に大改造していくという難題に今後一層取り組んでいかななくてはならないであろう。これらの重要な部分を含めた勤労者多数派獲得方式を中心にして、フランス人民連合の実体が組成され、フランスの国家及び政治全体の部分的かつ全面的な変革の課題が実験されていかなければならないであろう。¹⁹

むすび

以上の論述から明らかなように、一九三〇年代のフランス人民戦線期において、フランス共産党のトップリーダーシップを掌握していたM・トレーズ派のファシズム観、社会民主主義観、それに民主主義観は、それぞれ旧来の不備な諸側面を経験論的に矯めながら、新しい装いの下でそれらを脱皮しようと模索したのは事実であったが、今日から見ればその中でも最重要な民主主義観は、いわゆる新ジャコバン主義 *le neo-jacobinisme* への転回はもちろん、より大衆的な民主主義観への展開を望むべくもなかった。確かに、フランスでは、一九三六年に現実のものとなった人民戦線の思想は、必ずしもマルクスとかレーニンとかの著作物の中で完全に仕上げられていた思想ではなかった。それは、あくまで科学的社会主義の一般的原则と具体的な現実の具体的な分析に基づいて経験的に編み出されてきたものであった。⁽²⁰⁾要するに、フランスにおける反ファシズム人民戦線運動は、反戦、反ファシズムの闘争目標に結集した広範な勤労者層の、差し迫ってその解決が要求されている、賃銀、給与、年金防衛及び緊急令反対等多彩な内容を持つ、経済的及び政治的⁽²¹⁾直接日常諸要求闘争を土台にして展開される共同行動そのものを意味していた。その場合、革新諸政党のリーダーシップ層は、人民戦線運動を思想的にも組織的にも拡充し、人民戦線運動そのものの発展過程を通じて、経験的に大衆自身の政治感覚や階級意識を揺り醒まし、彼らが長いそして苦しい闘いを通じて文字通り勝ち取ってきたブルジョア民主主義制度の許容している諸々の自由、すなわち出版、集会、結社の自由、組織、動員、宣伝の自由等や、諸々の制度、機構、すなわち中央及び地方レベルでの議会制度、各種各様の委員会制度等を土台にして、それらをさらに拡充することによって、新しい大衆の民主主義的、政治的イデオロギー及びそれを照応する形での新しい大衆の民主主義的な制度、機構、とくに新しい形態と内容をまとう議会制民主共和国を創造し、一九三〇年代の「大衆社会」状況の中に埋没しかねない一般大衆の感覚や意識を最大限可能な限り払拭していく過程で、次の社会変革のためのエネルギーを徐々に蓄積していくことのできる主体的条件を着実に確立しようと模索していたといえよう。客観的に見れば、人民戦線戦術は、M・トレーズ派にとつては単に防衛的な戦術であったばかりでなく、この戦術の行使それ自体を通じて、その戦術目標そのものを生み出す基底たるフラン

スの早期国家独占資本主義体系（二百家族金融寡頭制の根幹部分）に圧力を加え、その経済的、政治的支配力を規制し、究極的には、それらの支配力そのものに終止符を打つという形で、攻撃的な戦術の潜在的な原形態をもその内奥に秘めていたということができよう。こうした攻撃的な戦術目標の理論化や綱領化を支える独自の民主主義理論は極めて不十分にしか発想されておらず、一般大衆レヴェルにおいても十分に浸透していたとはいえないが、この戦術が現実性のある政治運動として定着しかつ持続していくためには、その重点目標を議会外大衆運動レヴェルでの人民戦線組織網の確立と、その組織網によって十分に支えられる中央及び地方レヴェルの議会民主主義制度並びに議会外大衆運動による厳しい監視態勢の下で作動する立法、行政、司法諸機構の改革、とりわけ国家機構の中枢部門である軍隊、警察、上級行政・司法諸機構の一大改革等に置かなければならなかったことは、一つの論理的帰結点であったと考えてよいであろう。しかし、現実には展開されたフランス人民戦線運動は、こうした新しい理念的展望を切り開くだけのダイナミズムを発揚することができなかった。人民戦線の思想原理及び組織原則等を照合して見た場合、この人民戦線運動が即自的に社会革命を意味しなかったことは明白であったが、この運動が一九三〇年代のフランスにおけるブルジョア民主主義体系の許容するすべての政治的諸自由及び諸権利の保障とその拡充を意図していたこともまた明白な事実であった。人民戦線は、ブルジョア民主主義的共和制度の枠組の中で実行できる進歩的政策の可能性を提供する内容を持つものであったといえよう。¹¹⁾

先述したように、一九三〇年代の現実のフランス人民戦線が抱えていた諸々の問題は、一九七〇年代後半以降のフランスの政治的現実の中で初めて定着しかつ解決されようとしている。そこに、フランス現代政治史特有の連続性の側面を鋭く看取すべきであろう。フランスの左翼陣営では、一九七〇年代以降、社共両党を中心によりやく左翼連合結成の兆しが見え始めた。共産党は、戦後ドゴール体制の下で、その政治勢力を大幅に後退させていたが、「チェコスロバキア事件」以降初めて自主独立路線に転換し、一九六八年十二月には、先進的民主主義 *la démocratie avancée* に基づく反独占、国民連合の新統一戦線の方向を明示するに至った。社会党も、新路線、すなわち自主管理的社会主義路線を懸命に模索し始めた。

社共両党の接触も、ようやく開始され始めた。共産党は、独自に、社会主義への平和的移行、反独占に基づく左翼連合、一連の民主主義的改革及び先進的民主主義理論に立脚する民主主義政府等を盛り込んだ共同綱領プランを発表した。新社会党、それにやや遅れて左翼急進運動のそれぞれの対応の下に、一九七二年六月、社共両党の「共同政府綱領」が成立した。この綱領は、史上初めてフランス独自の社会主義への道を切り開いた。この一九七二年綱領を一九三六年の人民連合（戦線）綱領と対比して見た場合、左翼急進運動（＝急進社会党左派）を含んでなおかつ独自の社会主義への接近と移行の点を明示している点、並びに米ソ両大国の「平和的共存」という特異な状況下でそれが誕生している点等が、際立った相違点といふことができよう。²²

ジスカール・デスタン体制と真つ向うから対決する左翼連合側では、新装成った社会党の躍進振りが目覚ましく、独自の自主管理的社会主義構想を深化させながら、共産党とは一線を画して、独自の発展を目指している。一方、共産党も党勢拡張のために懸命な努力を傾注しており、とくに一九七五年末以降、議会民主主義を通じて社会主義へ至るフランス的な道、その際に市民的な諸自由や諸権利の最大限の保障等々を中心とした新しい綱領を、より幅広い支持者層へ定着させようと真剣に努力している。そうした角度から、現ソ連邦社会主義体制に対しても一定の鋭い批判を開始している。一九三〇年代の人民戦線期に徹底して問題とされなければならなかった「スターリン主義」批判の課題が、一九七〇年代後半期になってやっと手を染められ始めたといふことができよう。その要点のみを略述した、フランス共産党第二十二回大会（一九七六年二月）では、プロレタリアート独裁という用語が廃棄され、各種の民主主義及び市民的諸自由並びに諸権利の全面的な開花及び結実が保障された。現代民主主義の諸原理は、一九三〇年代のフランス人民戦線期のそれらよりも、数十倍、数百倍の濃い密度で発想され、定式化されようとしている。野党側の特性として、こうした現代民主主義の諸原理は、あくまでも先ず政策理念として高唱されなければならず、具体的な政策内容はあくまでスクリーンの垂幕の背後にしか写し出されない。従って、地方自治体レベルでの一九三〇年代以降の革新市町政の数多くの政策実践例が、国

政レヴェルでの政策映像として集大成され、一般選挙民の目に徐々に鮮明な形でクローザーアップされなければならないであろう。フランスの政治地図は、保守革新五角の形勢のまままで推移している。一九三〇年代のフランス人民戦線における政治地図は、発展継承された形で、一九七〇年代後半のフランスに定着しようとしている。そこに、フランス現代同一時代政治史特有の連続線の側面を注視すべきであろう。²³⁾

フランスでは、一九七八年三月、恐らく世界中の注目を集める国民議会総選挙が実施される予定である。一九七三年三月の国民議会総選挙、一九七四年五月の大統領選挙²⁴⁾、そして一九七六年三月の県議会選挙、一九七七年三月の市町村議会選挙のプロセスを通して、フランスの「左翼連合」勢力は保守陣営の得票数をやや上回る勢いを示し始めている。前述したように、フランス共産党は、一九七七年五月から、一九七二年六月作成の「共同政府綱領」の「現実化」（改定）の提案を行った。その主な問題点は、国防（「独自の核戦略構想」、国有化（「製鉄四社、関連系列会社七二九社」、最低賃銀制（「月額一、八〇〇フランから二、二〇〇フランへのアップ等）及び社会保障制度の改善等であった。この提案に対して、社会党及び左翼急進運動は、それぞれの立場からその急進性に対して強い難色を示し、トップ交渉は九月下旬に決裂したままとなっている。しかし、目まぐるしい政治情勢の推移とともに、左翼連合独自の政治力学が新たに作用し、新しい妥協と協調とが再度図られていくであろう。何はともあれ、一九七七年末から一九七八年前半にかけて、フランスの政治社会は新たな地殻変動とともに、フランスの政治史上一つの大きな屈折面を迎えるであろう。

このように、フランスの左翼陣営による新しい現代的民主主義の模索とその確立には、なお多数の困難な課題が残されている。日本の現実の政治社会において、同種の陣営は、本論で取り扱った一九三〇年代並びに一九七〇代における、フランスの貴重な民主主義論に関わる歴史的遺産及び歴史的経験が、いわば重畳的な「重さ」と「深さ」を持って考察されなければならないであろう。²⁵⁾

追記 極く最近のフランスにおける左翼連合の動向を看していると、かつてレーニンの明示した「一步後退、二步前進」の方向性が模索されているように思料できる。

——一九七七年十一月十四日——

(一) 拙稿「フランス人民戦線政治史研究の一視点(二)」鹿兒島大学法文学部『法学論集』第十二卷第一号(通卷十九号)一九七六年 三十六頁参照。

(二) こうした研究視点からする最近の参考文献の主なもの、次の通りである。先ず、欧語関係のものとしては、Cf. Fohlen, C., *La France de l'entre-deux-guerres (1917-1939)*, Paris, 1966. Sauvay, A., *Histoire économique de la France entre les deux guerres*, T. III, Paris, 1973. etc. 次に、邦語関係のものとしては、広田功「フランス人民戦線の政策路線に関する一考察」『新ジャコバン主義』と「フランス・ニューディール」『土地制度史学』第五十四号 お茶の水書房 一九七二年、竹岡敬温・和多則明「世界恐慌期フランスの景況と経済政策の基本的動向」『大阪大学経済学』第二十二卷第四号 一九七三年、ジャン・ブーヴィエ、権上康男・中原嘉子訳『フランス帝国主義研究』御茶の水書房 一九七四年、広田功「フランス人民戦線崩壊過程の二側面(Ⅰ)(Ⅱ)——ブルムの実験」とその帰結——中央大学『商学論纂』第十六卷第三号、同第五号 一九七四、五年、権上康男「フランスの対植民地投資(一八七六—一九四〇)——ヴィシー調査」分析——横浜国立大学『エコノミア』五十五号 一九七五年、中木康夫『フランス政治史(中)』未来社 一九七五年、竹岡敬温「フランス人民戦線の経済政策(1)——人民連合の綱領について」『大阪大学経済学』第二十五卷第二・三号 一九七五年、湯浅赴男「三〇年代フランスにおける危機への対応——「改革プラン」と「人民戦線」——『社会経済史学』四十一卷六号 お茶の水書房 一九七六年、森恒夫「フランス資本主義の変質とフィスカル・ポリシイ(1)(2)——両大戦間の素描——」甲南大学『甲南経済学論集』第十七卷第三号、同第四号 一九七七年、等を参照。

(三) Cf. M. Thorez, *Les travailleurs veulent l'unité ; Oeuvres de Maurice Thorez, L. II. - T. V.*, Editions Sociales, 1952, p. 137. 邦訳 フランス現代史研究会訳『トレーズ政治報告集』第一卷「人民戦線とその勝利」未来社 一九五

五年 二十五頁参照。なお、邦訳については、やや不確かな所や思い切って意識してある部分があり、完訳とは言い難いので正確を期して叙述した。以下同じ。

- (4) Cf. *Ibid.*, pp. 170-171. 邦訳 前掲書 六十一-六十二頁参照。
- (5) Cf. M. Thorez, *Front unique pour battre le fascisme*, o. c., pp. 180-181. 邦訳 前掲書 七十六-七十七頁参照。
なお、モリス・トレーヌ、坂井信義訳『フランス人民戦線』国民文庫 四四五 大月書店 一九七六年 十五-十六頁参照。この訳文についても、多少欠落の部分が目立つ。
- (6) Cf. M. Thorez, *Les succès du front unique antifasciste*, *Oeuvres de Maurice Thorez*, L. II-17, IX, ES, 1952, pp. 121-124. 邦訳 前掲書 一一九-一二二頁及び五十五-五十八頁参照。
- (7) Cf. M. Thorez, *L'Union de la nation française*, *Oeuvres de Maurice Thorez*, L. III-17, XI, ES, 1953, pp. 54-56. 邦訳 前掲書 一九六-一九七頁及び八十九-九十一頁参照。
- (8) Cf. M. Thorez, *La France du Front populaire et sa mission dans le monde*, *Oeuvres de Maurice Thorez*, L. III-17, XIV, ES, 1954, pp. 238-239. 邦訳 前掲書 三二五頁参照。
- (9) Cf. *Ibid.*, pp. 249-251. 邦訳 前掲書 三二五-三二七頁参照。
- (10) Cf. *Ibid.*, p. 253 et suiv. 邦訳 前掲書 三三三頁以下参照。
- (11) 以上の叙述については、拙著『フランス人民戦線論史序説』法律文化社 一九七七年 二九五-二九八頁参照。
- (12) Cf. 22^e congrès du parti communiste français, *Cahiers du communisme*, Fév.-Mars 1976, pp. 13, 33. 邦訳 ショルジヨ・マンシエ、世界政治資料編集部編訳『民主的変革の探求 社会主義へのフランスの道』新日本出版社 一九七六年 五、三十三頁参照。
- (13) Cf. *Ibid.*, pp. 35-37. 邦訳 前掲書 三六-三十九頁参照。
- (14) Cf. *Ibid.*, pp. 39-41. 邦訳 前掲書 四十三-四十五頁参照。
- (15) Cf. *Ibid.*, pp. 42-45. 邦訳 前掲書 四十七-五十二頁参照。

- (16) Cf. *Ibid.*, pp. 47—50. 邦訳 前掲書 五五—五十九頁参照。
- (17) Cf. *Ibid.*, p. 52. 邦訳 前掲書 六十一—六十二頁参照。
- (18) Cf. *Ibid.*, p. 62. 邦訳 前掲書 七十七頁参照。
- (19) 拙著 前掲書 二九八—二九九頁参照。なお、同書三〇二頁の注(二十二)の文献等を参照されたい。
- (20) Cf. 22^e congrès du parti communiste français, o. c., p. 50. 邦訳 前掲書 五十九頁参照。
- (21) 拙著 前掲書 八十八—九十頁参照。
- (22) 拙著 前掲書 二六二、二五九頁参照。
- (23) 拙著 前掲書 二六一—二六二頁参照。
- (24) その内容については、拙著 前掲書 二六〇—二六一頁参照。
- (25) 例えば、『世界』十一月号 一九七七年 十六—十九頁、『朝日ジャーナル』十月十四日号 一九七七年所収の海原峻論文 二
十三—二十七頁、『世界政治資料』五一—一号 七七年十月下旬号 四—十七頁、等を参照。
- (26) 拙著 前掲書 二九九—三〇〇頁参照。